

# 令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（県政推進員）採用選考案内

主に定型的な業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和8年2月5日（木）～令和8年2月16日（月）【必着】
- ・試験日 令和8年2月20日（金）受付期間終了後、別途連絡
- ・任用期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- ・勤務場所 阪神教育事務所（西宮市櫨塚町2-28 兵庫県西宮庁舎内）

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
県政推進員	1名	県政推進に係る定型的業務 (庶務業務、資料整理、資料作成等)	週29時間（原則 7時間15分×週4日）

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

## 2 受験資格

- （1）令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- （2）任用の日に阪神教育事務所に勤務可能な方
- （3）地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- （4）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- （5）Word、Excel等のパソコン操作ができる方

## 3 選考方法

- （1）選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考
- （2）日時  
面接試験日時は、受付期間終了後、別途お知らせします。
- （3）場所  
兵庫県教育委員会 阪神教育事務所  
〒662-0854 西宮市櫨塚町2番28号 兵庫県西宮庁舎3階 TEL:0798-39-6152  
〔申込者多数の場合、上記以外の試験日程及び試験会場になることがあります。〕  
〔その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

## 4 申込方法

下記まで持参または郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

(応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせず、ご提出ください)

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課(兵庫県西宮庁舎3階[TEL:0798-39-6152])

### 【郵送の場合の送付先住所】

〒662-0854 西宮市櫨塚町2番28号 兵庫県西宮庁舎3階

※受験票の交付は行いませんので、郵送により提出される場合は、2月17日(火)正午までに申込先まで電話で受付状況を照会してください。

## 5 合格発表

発表方法・発表日は、面接試験当日にお知らせします。

## 6 採用予定期

採用日は原則として令和8年4月1日(水)です。

## 7 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

(勤務実績に基づく能力実証等により、2回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

## 8 勤務条件等

### (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額169,100円～177,200円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

### (2) 期末手当・勤勉手当

年間計4.65月(6月期 2.325月、12月期 2.325月(在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり))※任期が6ヶ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

### (3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

### (4) 勤務時間

週29時間(原則 7時間15分×週4日)

### (5) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

### (6) 社会保険

公立学校共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

### (7) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。  
また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。